

仕様書

大和高田市（以下「甲」という。）が委託する大和高田市立病院クレジットカード（VISA・MasterCard）決済に係る指定代理納付業務（以下「当該業務」という。）について、必要な仕様を定めるものとする。

1. 業務名

大和高田市立病院におけるクレジットカード（VISA・MasterCard）決済に係る指定代理納付業務

2. 履行期間

令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

3. 病院の概要

許可病床数 320床

診療科

内科・循環器内科・腎臓内科・呼吸器内科・消化器内科・糖尿病内科・脳神経内科・外科・消化器外科・乳腺外科・整形外科・小児科・産婦人科・泌尿器科（人工透析）・脳神経外科・麻酔科・眼科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科・皮膚科・放射線科・病理診断科・臨床検査科・放射線治療科

【令和4年度実績より】

入院	延べ患者数	87,386人
	入院収益	4,943,677千円
外来	延べ患者数	193,581人
	外来収益	2,506,774千円

4. 履行場所

大和高田市立病院 1階 会計窓口（カード決済用端末機1台）・自動精算機（当院に設置してあるものを使用）3台

5. 業務概要

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2の2の規定に基づく指定納付受託者として、病院における診療費等の支払いについて、クレジットカードを利用した決済システムにより、代理納付業務を行うこと。

6. 業務内容及び運用方法

- 指定納付受託者（以下「受託者」という。）は、甲と加盟店契約締結後、会計窓口を設置されているカード決済端末機及び自動精算機により、入院診療費及び外来診療費等（以下「診療費等」という。）に係る診療費等のクレジットカード決済を行う。
- 取扱い可能なクレジットカードのブランドは、（VISA、MasterCard）とする。

ブランド毎の個別契約は原則行わず集約する。

- (3) 受託者は、各日毎のクレジットカード利用金額（売上額）、同利用件数、手数料額がわかる明細を甲に対して交付すること。
- (4) 取扱い支払い回数（区分）は、1回払い、分割払い、リボルビング払いとする。
- (5) クレジットカードにおいて、契約方式は第三者納付の立替払い方式とする。
- (6) クレジットカード納付による立替金を振り込む際の手数料は、受託者の負担とする。
- (7) 手数料の支払については、後払い方式（立替払い金から手数料を差し引かない。）とし、受託者から別途請求書及び手数料の積算がわかる明細書を送付し、甲は請求を受けた日から30日以内に受託者へ支払うものとする。手数料に1円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。
- (8) 甲への入金に関しては取扱い支払い回数に関係なく、取扱期間が月初めから15日までは当月末までに、16日から月末までは、翌月の15日までにあらかじめ指定する口座に振込むこととする。締切日、入金日が金融機関の休業日に当たる等の場合は別途調整とする。

7. カード決済体制

- (1) 同時期に契約予定の他の受託者（JCB、AMEICAN EXPRESS、Diners Club）により、カード決済端末機（365日24時間稼働し、ICカード・磁気カード共用で、他のブランドカードとの共同使用が可能なもの）を設置予定。
初期設定、連携作業について協議のうえ、本仕様書内容に対応すること。
- (2) 当院で使用する自動支払機（株）アルメックス社製自動精算機（TEX-3920）3台においても、クレジットカード決済を可能とすること。
利用可能時間は、平日8時30分から15時までとし、土日・祝祭日は使用不可とする。

8. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守し、厳重に取扱うこと。

9. 損害賠償

業務中に、受託者の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、直ちに甲への詳細な説明を行い、甲の指示により賠償の責に任じなければならない。また第三者に損害を与えた場合は受託者の責に於いて解決しなければならない。当該賠償の費用等は受託者が負担するものとする。この他、立替払い金の遅延や入金の不履行などの損害、クレジットカードの不正使用による損害に対しては、受託者がその責を負う。

10. その他の事項

- (1) 受託者はトラブル発生時や問合せに関して、トラブル発生時の担当者を指定すると共に連絡体制を整備すること。
- (2) 本仕様書で定めるほかに記載されていない事項、または疑義が生じた場合には、甲と受託者は速やかに協議のうえ決定すること。